資料 2

大田区
ユニバーサルデザインのまちづくり
基本方針 令和９年度改訂版（仮称）

アクションプラン Ver.3.1

（令和９年度から令和 10 年度）

令和９（2027）年３月

大田区

はじめに

大田区では、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成 23（2011）年３月に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。同基本方針の第３章及び第４章では、具体的な方向性を表す「アクションプラン」を掲げ、定期的に改定することとしています。

平成 31（2019）年３月の「アクションプラン Ver.2」策定以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と地域のつながりの希薄化や交流機会の減少等、様々な問題が表面化しました。その一方で ICT の活用がより一層推進され、オンラインによるサービスの提供や手続きの簡素化が進みました。さらに、オンライン会議等、新たな活動方法が広まったことで、外出しづらい方も含め多様な方々に、交流活動や講座等への参加の機会が広がりました。この計画期間においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本大会を契機とする広報の多言語化やわかりやすい日本語等、普及啓発が進みました。SDGs の推進や法整備を含め、社会全体で多様性への理解が求められる動きが広がりつつあります。

国が平成 29（2017）年２月に策定したユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、「障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指す」ことが示されました。また、令和６年３月策定の大田区基本構想では、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方である基本理念の一つとして、「多様な個性が輝く」を掲げ、「一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくります。」と示しています。

令和６（2024）年３月に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン Ver.3」（令和６～10 年度）を策定しましたが、令和９（2027）年３月、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」に改定され、その考え方を反映した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）アクションプラン Ver.3.1」（令和９年度から令和 10 年度）を策定しました。

また、前述の考え方に基づき、すべての人々が、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえつつ、心のバリアフリーや合理的配慮についての理解を深め、より一層ユニバーサルデザインのまちづくりが推進されるよう取り組んでまいります。また、本計画に掲げる取組は、区だけではなく、区民、事業者、地域の団体等が連携・協働して実践することが不可欠です。将来のまちの姿「人と人とが互いに尊重し合い、大田区に関わるすべての人でつくるユニバーサルデザインのまち」の実現に向けて、ご協力をお願いいたします。

令和９年３月

目次

第１章　アクションプランの改定と Ver.3.1 について 1

１　アクションプラン等の計画期間 1

２　ユニバーサルデザインの定義 1

３　将来のまちの姿のイメージ図 2

第２章　大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの方針 4

１　将来のまちの姿 4

２　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の体系図 5

３　施策の体系図 6

第３章　ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方 9

１　基本目標１「自分らしい生き方の実現」 9

（１）基本目標１「自分らしい生き方の実現」の目指す姿 9

（２）基本目標１「自分らしい生き方の実現」の指標 10

（３）基本目標１「自分らしい生き方の実現」のアクションプラン 11

２　基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」 14

（１）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」の目指す姿 ... 14

（２）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」の指標 15

（３）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」のアクションプラン 16

３　基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」 20

（１）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」の目指す姿 20

（２）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」の指標 21

（３）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」のアクションプラン ... 23

４　基本目標に共通する取組「多様な人々の参画によるまちづくり」 29

（１）計画や設計の段階から利用する人が参加する 29

（２）完成したときに使いやすさを確認する 29

（３）利用が始まった後も見直しを続ける 29

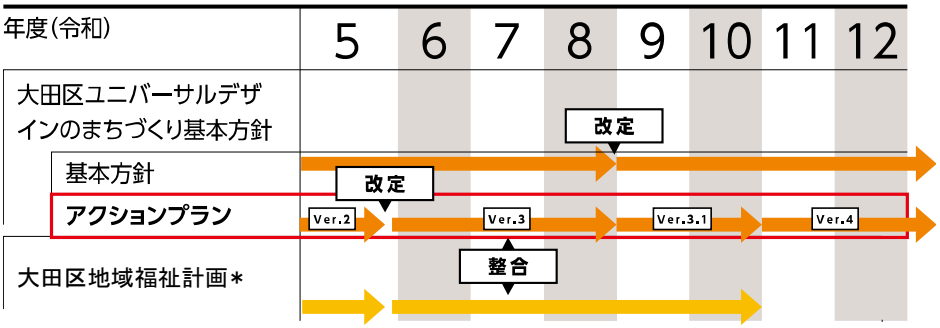
（４）多様な人が協力して進める 30

第１章　アクションプランの改定とVer.3.1について

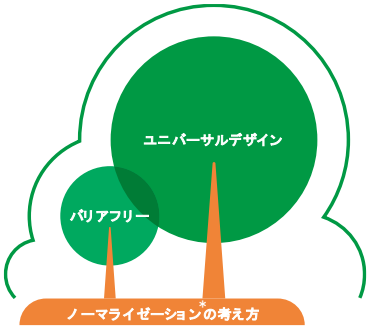
１　アクションプラン等の計画期間

令和９（2027）年３月に改定した大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）（以下、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」という。）で示す具体的な方向性を表したアクションプラン Ver.3.1 の計画期間は、令和９（2027）年度と令和 10（2028）年度の２か年とします。

アクションプラン Ver.3.1 は、大田区地域福祉計画*との整合を図り、令和６（2024）年度から令和 10（2029）年度の５か年で計画していたアクションプラン Ver.3 を基に、令和９（2027）年３月に改定した「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の考え方を反映させたものとします。



２　ユニバーサルデザインの定義



大田区においてユニバーサルデザインとは、「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」としています。バリアフリーは、ものや施設についてバリア（障壁）となるものを取り除くという考え方ですが、ユニバーサルデザインは誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方です。

このように、施設・サービスや情報等が、利用者を限定せずに、柔軟かつ簡単に利用できるまちをつくることが、ユニバーサルデザインのまちづくりです。

……

参考

国土交通省によるユニバーサルデザインの定義（出典　国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱*」の基本的考え方）

「身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念」

東京都によるユニバーサルデザインの定義（出典　東京都福祉局　「東京都福祉のまちづくり推進計画」）

「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること」

＊**大田区地域福祉計画**…社会福祉法第 107 条に基づき策定している、大田区の市町村地域福祉計画。区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画（大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針を含む）を概括する上位計画として位置づけられている。

＊**ノーマライゼーション（図）**…1960 年代に始まった、社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者や高齢者等が特別視されることなく、社会の中で他の人々と同じように生活・行動し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方で、それに向けた活動や施策も含む。

＊**ユニバーサルデザイン政策大綱**…「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための、平成 17 年 7 月に政府が定めた基本理念と施策。

３　将来のまちの姿のイメージ図

ここに示す絵は、区民や地域団体、事業者等が区と協働して、大田区ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、「人と人とが互いに尊重し合い、大田区に関わるすべての人でつくるユニバーサルデザインのまち」（P.５）に近づいたときのイメージを描いたものです。



まちの中でのイメージ

公園は、管理が行き届き、こどもたちが安心して遊び、子育て中の人も、楽しくおしゃべりをしています。また、公園のトイレは様々な人が使いやすく、道路は危険な場所がないかみんなで点検・評価し、常に誰もが安全に通行することができるよう整えられています。まちの中では、互いを思いやる心が育まれており、困っている人に自然に声をかけ合うことが当たり前になっています。商店街では、誰もが親しくことばを交わし、サインも見やすく整っています。また、誰もが楽しく安心して快適に買い物ができ、買い物の合間に一休みすることができる環境が整っています。駅周辺等では、目的地まで支障なく移動ができる歩行者優先の経路や空間等が整備されているので、安心して歩くことができます。

日々のくらしの中でのイメージ

多くの人に発信・提供されるお知らせや情報等は、誰にでもわかりやすく、興味を持てるようつくられています。また、誰もがユニバーサルデザインについて学べる様々な機会が用意され、他人を思いやる心が育まれています。さらに、区民も事業者も区も一緒になってより良いまちづくりについて熱心に話し合っています。公共的施設では、誰にとってもわかりやすく、親切に応対する窓口が用意されています。

第２章　大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

１　将来のまちの姿

大田区では、将来のまちの姿として、すべての人が快適に過ごし、お互いを大切にしながら活動できるユニバーサルデザインが進んだ未来のまちの姿を、次のように考えます。

人と人とが互いに尊重し合い、大田区に関わるすべての人でつくるユニバーサルデザインのまち

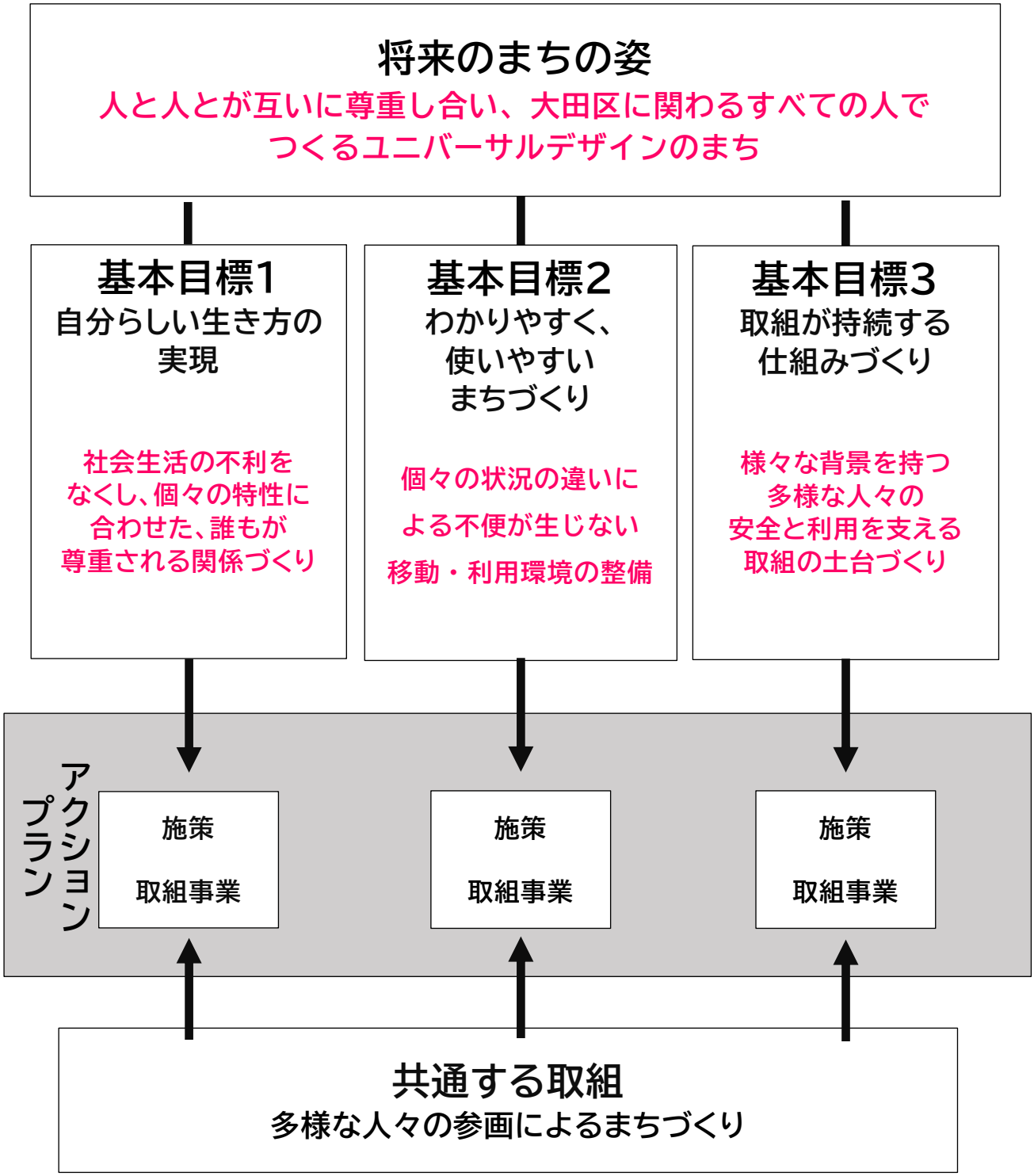
一人ひとりを大切にし、社会参加を阻害（必要な支援がない、情報が届かない、無視や仲間はずれに）されず、それぞれの希望や夢に向かって活動できるまちを目指します。

困りごとのある人も、自分の考えで安心して社会に参加できるよう、利用しやすい環境や仕組みを整えます。

ユニバーサルデザインのまちづくりが進んだ大田区では、誰もが安心して社会に参加し、人権が尊重され、個人の尊厳が守られ、公平な機会を提供できるまちを目指します。

「大田区に関わるすべての人」とは、大田区に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、活動している人、区（行政）などを含みます。このように多様な人が協力して、誰もが快適に過ごせるまちをつくります。

2　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 令和９年度改訂版（仮称）」の体系図



3　施策の体系図

将来のまちの姿

人と人とが互いに
尊重し合い、
大田区に関わる
すべての人でつくる
ユニバーサル
デザインのまち

基本目標

1　自分らしい生き方の実現

社会生活の不利をなくし、個々の特性に合わせた、
誰もが尊重される関係づくり



2　わかりやすく、使いやすいまちづくり

個々の状況の違いによる不便が生じない
移動・利用環境の整備



3　取組が持続する仕組みづくり

個々様々な背景を持つ多様な人々の
安全と利用を支える取組の土台づくり



共通する取組み

多様な人々の
参画によるまちづくり

アクションプラン項目・施策

1-1 情報の発信・提供（現 1-4）
（1）様々な工夫を凝らしたわかりやすい情報の提供
（2）様々な伝達手段（ICT、通訳、手話等）を活用した情報の提供
（3）日常生活に役立つ情報の提供
（4）やさしい日本語を活用した情報の提供

1-2 人権や尊厳を尊重し多様性を認め合う関係づくり（現 1-5）
（1）多様性を認め合う共生社会の実現に向けた理解・啓発
（2）障がいを理由とする差別の解消
（3）講座等の実施による福祉・人権理解の普及・教育の実施
（新A）「障害の社会モデル」の考え方の普及（講座等）

1-3 行政サービスのユニバーサルデザイン（現 3-3）
（1）ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスの改善

2-1 安全で楽しいみち・場所・空間づくり（現 2-1）
（1）ユニバーサルデザインの視点による道路の整備や維持補修
（2）公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進
（3）誰もが利用しやすい安全で快適な商店街づくり
（4）多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザインの推進

2-2 ユニバーサルデザインの公共的施設づくり（現 2-2）
（1）公共的施設におけるユニバーサルデザインの積極的導入
（2）ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進

2-3 区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発（現 1-3）
（1）施設のユニバーサルデザインの促進（現 1-3(2)）
（2）誰もが住みやすい住宅のユニバーサルデザインの促進（現 1-3(3)）
（3）公共的空間におけるルールやマナーの普及・啓発活動の推進（現 1-3(4)）

2-4 円滑に移動できる施設・設備としくみづくり（現 2-3）
（1）誰もが利用しやすい移動施設・設備の整備・充実
（2）自転車と歩行者が共存するための環境整備

2-5 まちなかをわかりやすくする案内・サインの充実（現 2-4）
（1）誰にもわかるまちなか情報の提供

3-1 ふれあいでわか合える区民の交流促進（現 1-1）
（1）ユニバーサルデザインのイベント開催及び活動支援
（2）社会参加活動や自立支援の体制づくり

3-2 楽しく学べるユニバーサルデザインの教育推進（現 1-2）
（1）ユニバーサルデザインを理解する機会づくり（講座等）
（2）誰もが参加しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学ぶ場づくり
（3）多様なユニバーサルデザイン教育、研修等機会づくり

3-3 区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発（現 1-3）
（1）UD パートナー等区民と協働のユニバーサルデザインのまちづくり点検の実施（現 1-3(1)）
（2）ユニバーサルデザインに関する地域活動の発信（現 1-3(5)）
（3）避難行動要支援者対策の推進（現 1-3(6)）

3-4 地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり（現 3-1）
（1）ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する協働の体制づくり
（2）ユニバーサルデザインのスパイラルアップのしくみづくり

3-5 区民参加による地域力を活かす組織づくりと人材育成（現 3-2）
（1）ユニバーサルデザインのまちづくり推進の担い手の育成
（2）UDパートナー等によるユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進
（新B）「多様な人々の参画」による実現支援
（新C）区立施設などの改修に係る、設計段階での UD 検討、竣工時の UD 事後評価の実施

3-6 行政サービスのユニバーサルデザイン（現 3-3）
（1）区職員へのユニバーサルデザインに関する研修、体験の実施（現 3-3(2)）

SDGs の取組との関係

大田区では、SDGs*で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、令和４年３月に「大田区における SDGs 推進のための基本方針」を策定、同年４月に「大田区 SDGs 推進会議」を設置、令和５年５月には「SDGs 未来都市」に選定される等、様々な取組を進めています。

本計画について、掲載している取組事業例と関連のある SDGs を明示し、本計画を着実に推進することで、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、SDGs で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指していきます。

取組事業例と関連のある SDGs

	1　貧困をなくそう		3　すべての人に健康と福祉を		4　質の高い教育をみんなに
	5　ジェンダー平等を実現しよう		6　安全な水とトイレを世界中に		7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	8　働きがいも経済成長も		9　産業と技術革新の基盤をつくろう		10　人や国の不平等をなくそう
	11　住み続けられるまちづくりを		12　つくる責任つかう責任		13　気候変動に具体的な対策を
	14　海の豊かさを守ろう		15　陸の豊かさも守ろう		16　平和と公正をすべての人に
	17　パートナーシップで目標を達成しよう				



大田区は SDGs 未来都市選定を契機に、区民・企業・関係団体等、多様な主体の SDGs に関する行動変容を一層促し、具体的な取組につなげていくことが重要と考え、大田区オリジナルの SDGs ロゴマークを作成しました。

＊SDGs（Sustainable Development Goals）…平成 27 年（2015 年）９月開催の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年までに達成すべき国際目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。

第３章　ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

ここでは、将来のまちの姿を実現する３つの基本目標、指標及びアクションプランについて述べます。

１　基本目標１「自分らしい生き方の実現」

（１）基本目標１「自分らしい生き方の実現」の目指す姿

社会生活の不利をなくし、個々の特性に合わせた、誰もが尊重される関係づくり

人の思い込みや制度、情報の伝わりにくさなどのバリアをなくし、人権と多様性を大切にし、誰もが安心して社会に参加できるまちを目指します。

■多様性を尊重する意識づくり

大田区に関わるすべての人が、一人ひとりの違いを認め合い、相手を大切にする気持ちを育てます。こどもから高齢者、外国の人、障がいのある人、大田区で学ぶ人や働く人、活動している人など、誰もが安心して過ごせるまちを目指します。

外国の人とは、文化や宗教、生活習慣の違いを理解し、お互いを尊重することで、困りごとやトラブルを減らし、安心して暮らせる地域をつくります。



■偏った見方をなくし、人権や尊厳を大切にする

一人ひとりの違いを正しく理解し、思い込みや偏った見方をなくして、誰も差別しない気持ちを広げます。そうすることで、人への接し方や行動が変わり、困っている人を減らすことができます。

このような取組を進めることで、すべての人の人権や尊厳を大切にし、誰もが快適に過ごせるまちを目指します。

■誰でも情報を受け取ったり、発信やすい環境づくり

必要な情報を、必要なときに、誰でもわかりやすく受け取れ、発信しやすい仕組をつくります。

そうすることで、困ることが減り、誰もが安心して行動し、社会に参加しやすくなります。

■誰もが社会に参加できる制度づくり

制度やルール、仕組みを見直し、誰もが不利にならないことを目標とします。そうすることで、一人ひとりが安心して、社会に参加できるまちを目指します。

（２）基本目標１「自分らしい生き方の実現」の指標

基本目標１の指標を以下のとおり設け、相互に理解し合うために必要な交流の場や参加・参画するための関係機関との連携、情報提供の手段を整えます。

	項目	現状 令和４(2022)年度	目標 令和 10(2028)年度
ア	**タブレット通訳（外国語）の利用件数** 日本語での対応が難しい外国人区民への各種支援や照会等に対応することを目的として、多言語通訳タブレットサービス及び AI（自動）通訳サービスを提供した件数	1,264 件	1,500 件
イ	**手話通訳・要約筆記の派遣件数** 聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助した件数	手話延 2,388 件 要約筆記 94 件	手話延 2,500 件 要約筆記 100 件

（３）基本目標１「自分らしい生き方の実現」のアクションプラン

1-1　情報の発信・提供　（現 1-4）

区や事業者等が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報の提供を行います。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	様々な工夫を凝らしたわかりやすい情報の提供	ホームページのスマートフォン対応や SNS の活用、言語や色彩に配慮したデザイン等、誰にでもわかりやすい情報を提供していきます。	・ホームページの多言語化（大田区 HP、(一財)国際都市おおた協会 HP 等） ・動画を活用した情報発信 ・読上げ音声ガイドの導入 ・カラーユニバーサルデザイン（CUD）＊に配慮した印刷物の作成 ・音声コード付きリーフレット等の作成
（2）	様々な伝達手段（ICT、通訳、手話等）を活用した情報の提供	誰にでも情報が理解できるよう、ICT 機器や通訳、手話等の多様な伝達手段を活用して情報を提供します。	・区施設への通訳派遣 ◎タブレット通訳（外国語）の導入 ◎手話通訳・要約筆記の派遣 ・遠隔手話通訳サービスの実施 ・筆談ボード、コミュニケーションボード＊の設置 ・各種手続きの電子化
（3）	日常生活に役立つ情報の提供	誰もが安心して日常生活が送れるよう、役に立つ情報の提供を行います。	・大田区バリアフリーマップ（おでかけマップ）の掲載 ・外国人向け多言語情報誌の発行 ・くらしのガイド外国語版の発行 ・大田区ごみ分別アプリ ・資源とごみの分け方・出し方（外国語版パンフレット） ・大田区ハザードマップの作成（英語・中国語併記版、やさしい日本語版含む）
（4）	やさしい日本語*を活用した情報の提供	主に外国人区民や知的障がいのある方への情報提供をするための言語として、また、災害時など素早く適切に情報を提供する言語として、やさしい日本語を活用します。	・災害時の情報提供としての「やさしい日本語」の活用 ・外国人向け多言語情報誌の発行 【再掲】 ・大田区ハザードマップの作成（英語・中国語併記版、やさしい日本語版含む）【再掲】

＊カラーユニバーサルデザイン：多様な色覚に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。
＊コミュニケーションボード：障がいのある人や外国人など、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、わかりやすいイラストを指で指しながら意思を伝えることができるツール。
＊やさしい日本語：普段の日本語より簡単で、外国人などにもわかりやすいよう配慮した日本語のこと。

1-2　人権や尊厳を尊重し多様性を認め合う関係づくり　（現 1-5）

互いの人権や尊厳を尊重し、それぞれの立場を認め合う関係づくりのための啓発活動等を実施します。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	多様性を認め合う共生社会の実現に向けた理解・啓発	年齢、性別、障がいの有無等、様々な人々が抱える人権課題への理解を深めるための普及啓発活動を実施します。	・心のバリアフリーの普及・啓発 ・人権啓発パネル展等の実施
（2）	障がいを理由とする差別の解消	障がいを理由とする差別の解消に向けて、事業者等へ「不当な差別の取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について普及・啓発を進めます。	・大田区障がい者差別解消支援地域協議会の開催 ・障害者差別解消法の周知・啓発パンフレットの作成・配布 ・障害者差別解消法に関する研修の実施 ・障がい者理解啓発講座等の実施
（3）	講座等の実施による福祉・人権理解の普及・教育の実施	区民や事業者向けの講座・研修を通じて、あらゆる立場の人々の事情を正しく理解するための環境を提供します。	・福祉・人権教育の推進 ・人権研修への講師派遣等の実施
（新）A	「障害の社会モデル」の考え方の普及（講座等）	区民や事業者、職員向けの講座を通じて、「障害の社会モデル」の考え方を理解するための環境を提供します。	・地域におけるユニバーサルデザイン実践講座 ・UD パートナー研修 ・区職員研修「福祉理解スキルアップ講座」「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり」

事業紹介

地域におけるユニバーサルデザイン実践講座

区内の障がい関係団体とともに、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえた障がい理解やユニバーサルデザインの考え方を普及啓発するための講座を区民向けに実施しています。



地域における UD 実践講座

1-3　行政サービスのユニバーサルデザイン　（現 3-3）

区が率先して、ユニバーサルデザインの推進に取り組み、まち全体への波及効果を生み出すしくみをつくります。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
(1)	ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスの改善	ユニバーサルデザインの視点から行政サービスを改善するため「ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン」を活用する等、すべての人が適切に行政サービスを利用できるよう取り組みます。	・窓口サービス UD 合同点検の実施 ・UD 窓口サービスガイドラインのスパイラルアップに向けた事例の蓄積

2　基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」

（１）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」の目指す姿

個々の状況の違いによる不便が生じない
移動・利用環境の整備

道路や建物、設備などの使いにくいところをなくし、誰もが移動しやすく、施設などについて利用しやすい環境をつくることで、困りごとや不便を減らすことを目指します。

■物理的な「社会の中のバリア（社会的障壁）」を取り除く

「まち」とは、道路や歩道、横断歩道、公園、公共施設、お店など、多くの人が利用する施設や、案内板・標識などのことです。

こうした場所に段差や狭い通路などのバリアがあると、移動や利用がしにくくなり、人の助けが必要になることがあります。誰もができるだけ自分で安心して移動し、利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、使いやすいまちづくりを進めます。

■必要な配慮で、誰もが利用しやすくする

道路や建物のバリアをなくしても困りごとが残る場合や、すぐに改善できない場合は、対話により一人ひとりにできる範囲の配慮を行い、誰もが安心して移動したり施設を利用したりできるようにします。



■快適に過ごすためのルールを広める

道路や施設は、多くの人が使いますが、自動車だけでなく、自転車やキックボードも乗り方によっては、危険や不安を感じる人がいます。誰もが安全で気持ちよく過ごせるように、道路や施設の正しい使い方やルールを広めていきます。

（２）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」の指標

基本目標２の指標を以下のとおり設け、まちの環境面の整備による、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

	項　目	現状 令和４（2022）年度	目標 令和 10（2028）年度
ア	**公園のバリアフリー整備数** １ヘクタール（10,000 ㎡）を超えるような大規模公園や、概ね 1,000 ㎡以上の中規模公園のバリアフリー整備数	４か所 （平和島公園、田園調布せせらぎ公園、本羽田第三公園、京浜蒲田公園）	令和 6（2024）年度～ 令和 10（2028）年度 の累積 10 か所
イ	**放置自転車台数** 毎年 10 月の晴天の平日の概ね午前 11 時頃調査を実施し、放置禁止区域・放置禁止区域に準じた区域において把握した放置自転車台数。	269 台	500 台*1
ウ	**自転車走行環境整備の距離（自転車レーン、自転車専用通行帯等）［実績累計］** 大田区自転車ネットワーク整備実施計画による整備距離	31.2km ［累計 156.8km*2］	［累計約 170km*2］

＊１　大田区自転車等総合計画（令和４年３月策定）において、令和 13 年度達成目標として、策定
＊２　平成 28（2016）年度からの累積

事業紹介

大田区バリアフリー基本構想

おおた街なか“すいすい”プラン

＜面的・一体的なバリアフリー化の推進＞

高齢者・障がい者等の移動や施設利用に関する利便性・安全性を向上するため、道路・施設の整備や心のバリアフリー等、ハード・ソフト両輪の事業によるバリアフリー整備を図っています。

ハードの取組例
（歩道の段差の改善）



整備前
▼



整備後

（3）基本目標２「わかりやすく、使いやすいまちづくり」のアクションプラン

2-1　安全で楽しいみち・場所・空間づくり

安全に楽しく歩くことができ、憩いの場がある、人にやさしい歩行者環境をつくります。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
(1)	ユニバーサルデザインの視点による道路の整備や維持補修	区民と区が協働でユニバーサルデザインの視点から点検･評価を行い、誰もが移動しやすい道路の整備や補修を行います。	・都市計画道路の整備 ・誘導ブロックの敷設 ・歩車道段差解消ブロック＊の整備 ・UD 合同点検【再掲】 ・道路損傷等通報アプリ My City Report の運用
(2)	公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進	歩行者空間のせまい歩道等を安全に利用できる工夫、歩行者の妨げとなる障害物の除去等、安全で利用しやすい道路・歩行者空間の整備を図ります。	・電線類地中化（無電柱化） ・呑川緑道の整備 ・桜のプロムナードの整備 ・海辺の散策路の整備 ・狭あい道路拡幅整備事業の推進 ・私道助成事業（私道排水設備助成事業・私道整備助成事業）
(3)	誰もが利用しやすい安全で快適な商店街づくり	障がい者や高齢者、外国人等も、楽しく安心して買い物ができるよう、おもてなしのこころに満ちた安全で快適な商店街づくりに向けた支援を行います。	・商店会等の取組に対する支援
(4)	多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザインの推進	蒲田駅周辺や大森駅周辺等、多くの人が集まる拠点の施設利用や移動について、区民や事業者との連携をもとに、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーのまちづくりを推進します。	・蒲田駅、大森駅周辺のまちづくり ・新空港線の整備 ・大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針 ・大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン

＊歩車道段差解消ブロック：車いす使用者、高齢者、ベビーカー利用者が歩きやすいよう、歩道と車道の段差を小さくする一方で、縁石表面に突起をつけ、視覚障がい者が白杖や足裏で横断歩道部が認識できるよう工夫している。

2-2　ユニバーサルデザインの公共的施設づくり

区全体にユニバーサルデザインを普及・促進するために、公共的施設について積極的にユニバーサルデザインの導入を進めます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
(1)	公共的施設におけるユニバーサルデザインの積極的導入	大田区公共施設等総合管理計画に基づく施設整備にあたり、施設のユニバーサルデザインを進めます。 また、事業者等に施設のユニバーサルデザイン導入について働きかけます。	・蒲田駅、大森駅周辺のまちづくり【再掲】 ・新空港線の整備【再掲】 ・公共施設の複合化におけるユニバーサルデザインの積極的な導入 ・学校施設の改築等におけるユニバーサルデザインの積極的な導入 ・多機能トイレの整備
(2)	ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進	安全面、衛生面の管理が不十分なトイレや公園等については、こどもから大人まで、誰もが安心して使えるように施設の改善を図ります。 また、既存の施設で改修が難しい場合でも、ちょっとした工夫や人々の配慮によって不便さを解消します。	◎公園の新設改良整備の推進 ・公衆・公園トイレの洋式化の推進

事業紹介

新空港線の整備

新空港線は、東急多摩川線矢口渡駅付近から地下化し、蒲田駅・京急蒲田駅の地下を通って京急空港線に乗り入れる計画で、令和６年３月現在、京急蒲田駅までの区間について整備主体となる羽田エアポートライン株式会社を中心に、検討を進めています。

新空港線整備により東西方向の移動が便利になるとともに、天候などに左右されず、誰もが安全で快適な移動ができるなどの効果が期待されます。

引き続き、整備主体と連携し、地域イベント等様々な機会を捉えてみなさまのご意見をうかがいながら、事業の周知を図ってまいります。





イベントでの事業説明の様子

2-3　区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発（現 1-3）

ユニバーサルデザインの普及と促進のために、それぞれの立場を越えて協働で啓発活動等に取り組みます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）現2	施設のユニバーサルデザインの促進	まちの中の施設や建築物のユニバーサルデザインを促進します。	・東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出及び指導
（2）現3	誰もが住みやすい住宅のユニバーサルデザインの促進	住宅のユニバーサルデザインを促進するために、区民、事業者等への啓発活動を推進します。	・重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業 ・高齢者自立支援住宅改修事業 ◎居住支援協議会の運営
（3）現4	公共的空間におけるルールやマナーの普及･啓発活動の推進	誰もが安心して移動できるよう路上駐輪や商品のはみ出しの防止等、公共空間を正しく利用するための普及・啓発活動を推進します。	・喫煙マナー向上を図るポスター・ステッカーの貼付及び配布等 ・看板や商品等の道路上へのはみ出し解消指導 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン

2-4　円滑に移動できる施設・設備としくみづくり　（現 2-3）

まちの中を安全・スムーズに移動できるよう施設の整備や利用のマナー啓発等を進めます。また、自転車と歩行者の共存のために互いが安全で快適なまちを目指します。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	誰もが利用しやすい移動施設･設備の整備・充実	駅舎におけるエレベーター、エスカレーターの設置、そこへの誘導及びホームドアの設置等について、関連事業者等と連携を図りながら、誰もが安全で利用しやすく、円滑に移動ができる施設等の整備・充実に努めます。	・鉄道駅総合改善事業 ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業エレベーター、ホームドア及びバリアフリートイレ等の設置 ・新空港線の整備【再掲】
（2）	自転車と歩行者が共存するための環境整備	区民の生活に密着した自転車の利用を円滑に推進するため、駐輪場や自転車走行環境の整備、交通安全教育等の啓発活動を進めます。	◎自転車等駐車場の整備 ◎自転車走行環境の整備 ・交通安全教室等の実施

2-5　まちなかをわかりやすくする案内・サインの充実　（現 2-4）

区民や区外の人がまちを訪れたときにもスムーズに行動できる、わかりやすいサインや案内情報を整えます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	誰にもわかるまちなか情報の提供	障がい者や高齢者、外国人等、誰にとってもわかりやすく統一性のあるサインや案内板等によるまちの中の情報提供を行います。	・大田区案内誘導サイン整備ガイドラインに基づく誰もが利用しやすいまちづくりの推進

3　基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」

（1）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」の目指す姿

様々な背景を持つ多様な人々の
安全と利用を支える取組の土台づくり

ユニバーサルデザインのまちづくりを実現し続けるために、今から必要な準備や取組を進めていき、安心して住み続けるための継続的なまちづくりをします。

■災害や避難に備えるための防災の取組

災害が起きたときに、誰もが安全に避難できるよう、道路や施設などを使いやすくするとともに、避難が難しい人への支援や環境づくりを進めます。

また、ふだんから大勢かつ多様な方々で防災訓練を実施し、避難の方法や避難するタイミングを確認しておくことで、災害のときに命を守り、被害を減らすことにつながります。

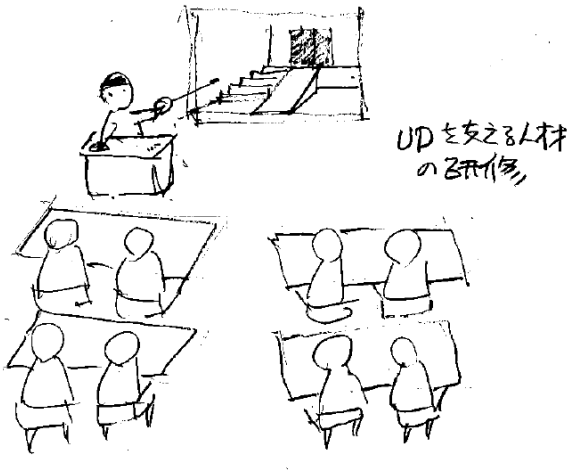
早めの避難を広め、誰もが安心して避難し、避難所でもできるだけ困らずに過ごせるまちを目指します。

■ユニバーサルデザインのまちづくりを支える人を育て、増やします

継続的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、その基盤となる取組に参加する人を増やしていきます。

様々な立場の人と交流し、お互いを理解する機会を増やすことで、誰もが安心して過ごせるまちづくりにつなげます。

区民、事業者、地域の団体、区（行政）などが、それぞれの役割を果たし、協力しながらまちづくりを進めます。



（２）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」の指標

基本目標３の指標を以下のとおり設け、まちの環境面の整備による、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

	項目	現状 令和４(2022)年度	目標 令和 10(2028)年度
ア	**おおたユニバーサルデザイン駅伝大会の開催** 大会当日に初めて会う障がいのある方をはじめ、様々な選手５人とサポーター５人がチームとなり、協力し合ってタスキをつなぐ大会の開催	実施	継続
イ	**障がい者就労定着支援登録者数** 区内就労支援機関・施設の就労定着登録数の実績（法内・法外を合わせたもの）	947 人	1,062 人
ウ	**日本語ボランティア養成講座の修了者数** 外国の方（成人程度以上）への日本語学習をサポートするための知識や態度（背景理解や学習者との関わり方など）を学ぶための講座	38 人 （累積 129 人*1）	令和元年度～令和 10 年度の累積 250 人
エ	**「ユニバーサルデザイン」の定義を理解している人の割合** 「区の施策検証等に向けた区民意識調査」において、ユニバーサルデザインについて、「定義までよく理解している」、「定義はなんとなく理解している」という回答の割合	59.6%	70.0%
オ	**認知症サポーター養成講座受講者数** 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの人数	1,344 人 （累積 6,510 人*1） ［延 34,613 人*2］	令和 6 年度～令和 10 年度の累積 7,500 人 ［延 43,500 人］
カ	**小中学校での「総合的な学習の時間」等への身体・知的・精神障がい理解学習支援の実施回数** 区内障がい関係者団体が区立小中学校を対象に実施する講話及び障がい擬似体験を通じた障がい理解学習の実施回数	30 回 内訳　小学校 27 校（身体 17 校、知的 10 校） 中学校3校（身体3校、知的 0 校）	57 回 小学校 40 校（身体 20 校、知的 20 校） 中学校 17 校（身体 10 校、知的 5 校、精神2校）
キ	**協力不動産店登録数** 取壊し、立退きの要求その他の理由で住まいを探しているが、住宅探しに苦慮している住宅確保要配慮者等の相談に応じる不動産店の登録数	75 件	150 件*3
ク	**要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会参加者数** 要配慮者（高齢者・障がい者）及び、そのご家族等関係者を対象とした進行型災害（台風等）時の個人の避難行動をまとめた計画を作成支援する講習会の参加人数	110 人 （90 団体＋20 名）	令和 6 年度～令和 10 年度の累積 1,000 人

	項目	現状 令和４(2022)年度	目標 令和 10(2028)年度
ケ	**UD 合同点検における UD パートナーの参加率** UD 合同点検に出席連絡した UD パートナーの参加率	98.8%	100%
コ	**ユニバーサルデザインや障がい理解等に関する職員研修の理解度** ユニバーサルデザインの理解に関する研修において、「研修内容を理解できたか」という設問に対して、４段階評価で４（理解できた）を選択した職員の割合	72.5%	100%

＊１　令和元年度からの累積
＊２　平成 19（2007）年度からの累積。
＊３　大田区住宅マスタープラン（令和５年３月策定）において、令和 14 年度達成目標として、策定。

（３）基本目標３「取組が持続する仕組みづくり」のアクションプラン

3-1　ふれあいでわかり合える区民の交流促進　（現 1-1）

互いの立場の違いを越えて、ユニバーサルデザインの考え方が根づき、広く定着するよう、区民同士の活発な交流を図ります。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	ユニバーサルデザインのイベント開催及び活動支援	ユニバーサルデザインの普及促進を図るため、誰もが参加できる世代間の交流や企業の取組の PR 等、ユニバーサルデザインの考え方を盛り込んだイベントの開催や活動の支援等を行います。	・商店会等のイベント開催の支援 ◎おおたユニバーサル駅伝 ・ボッチャ推進事業
（2）	社会参加活動や自立支援の体制づくり	区民がユニバーサルデザインのまちづくり活動等に参加する機会や障がい者、高齢者等の自立を支援するような体制をつくります。	・自立支援協議会の運営 ・高齢者就労支援事業 ◎障害者就労支援事業（相談事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業、ネットワーク構築事業） ・大田区シルバー人材センターへの支援 ◎高齢者等の住宅確保支援事業 ◎外国籍の方への日本語習得支援

事業紹介

自立支援協議会の運営

障がい当事者をはじめ、様々な分野の委員で構成され、地域の障がい福祉の課題を検討しています。まち歩き等のフィールドワークを通じ、地域の UD の検証等も行っています。障がいのある方が災害時や緊急時など困ったときに、手助けを求めるヘルプカードは当協議会から誕生しました。



ヘルプマーク（左）と
ヘルプカード（右）

3-2　楽しく学べるユニバーサルデザインの教育推進　（現 1-2）

こどもから大人までまちの中で困っている人に自然に声をかけられる豊かな心を育むとともに、「思いやり」や「気づき」の心を持ち、安心・安全な社会づくりに参加・参画し貢献できる人材を育成します。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	ユニバーサルデザインを理解する機会づくり（講座等）	ユニバーサルデザインへの理解を深めるような講座や体験会を通じて、ユニバーサルデザインに触れる機会をつくります。	・生涯学習講座 ・要約筆記*啓発講座 ◎地域における認知症サポーター養成講座 ・高次脳機能障がい*者支援促進事業 ・地域における UD 実践講座
（2）	誰もが参加しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学ぶ場づくり	講座の開催や学習支援について、ユニバーサルデザインの視点で取り組みます。また、手話通訳等、誰もが学習の場に参加できるような配慮を行います。	・手話通訳、文字通訳、要約筆記者の配置 ・一時保育付き講座の実施 ・オンライン講座の実施
（3）	多様なユニバーサルデザイン教育、研修等機会づくり	学校教育等の中でユニバーサルデザインを学び、体験できるようなしくみをつくります。	◎小中学校での福祉教育の推進 ◎小中学校における認知症サポーター養成講座の実施 ・小学校における障害者差別解消法の周知啓発 ・国際教育の推進

事業紹介

総合的な学習の時間における障がい理解学習

区立小中学校を対象に、区内の障がい関係団体が主体となり、講話や体験を通じて障がい理解が深まるよう学習支援をしています。



身体障がい理解学習



知的障がい理解学習

＊要約筆記：聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字化すること。

＊高次脳機能障がい：病気やけがなどによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに後天的に障がいが生じた状態。

3-3　区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発（現 1-3）

ユニバーサルデザインの普及と促進のために、それぞれの立場を越えて協働で啓発活動等に取り組みます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	UDパートナー*等区民と協働のユニバーサルデザインのまちづくり点検の実施	区民参加により、区民の理解を深め、ユニバーサルデザインのまちづくりをともに進めていくため、UD パートナーを中心に区民と区が協働でまちづくり点検等を実施します。	・UD 合同点検*（道路、公園、公共施設等）
（2）現5	ユニバーサルデザインに関する地域活動の発信	地域の関係団体や事業者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する活動を社会にアピールします。	・ヘルプカード*の普及 ・エスカレーター「止まって乗れば速くて安心」キャンペーンの支援
（3）現6	避難行動要支援者対策の推進	避難の際に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）への対策を考える講習会等を実施します。	・避難行動要支援者対策連絡会議の開催 ・学校避難所における要配慮者スペース・福祉避難所の整備 ◎要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会

＊UD パートナー：ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成する。区の施設、公園、道路、サービス等の整備及び改善のために、区民の視点で組織的かつ継続的に点検する。
＊UD 合同点検：UD パートナーによる区の施設、公園、道路、サービス等の整備及び改善のための点検。
＊ヘルプカード：障がいのある人が、災害時や緊急時などに支援が必要であることを知らせるために身につけるカード。

事業紹介

避難行動要支援者対策

避難行動要支援者対策連絡会議において、区の関係各部や区民、地域団体、事業者が情報共有し、連携しながら、対策を進めています。

また、水害対策として、台風等の進行型災害に備えた個人の避難計画であるマイ・タイムラインの作成講習会を避難行動要支援者や事業者向けに実施するなど、自助・共助の考え方の普及啓発に努めています。



避難行動要支援者対策連絡会議

3-4　地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり　（現 3-1）

ユニバーサルデザイン推進のための体制を整えます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する協働の体制づくり	区民、事業者、地域の団体等と区が協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための組織を設置します。	・おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議*の設置 ・ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会の設置
（2）	ユニバーサルデザインのスパイラルアップ*のしくみづくり	ユニバーサルデザインのまちづくりの計画・実施・評価を行うためのスパイラルアップを実施します。	◎UD パートナーによる合同点検 ・担当課と取組事業例について意見共有するしくみづくり

＊おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議：区民、事業者、団体等と区が協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、評価、調整するための組織。

＊スパイラルアップ：「継続的に改善すること」もしくは「その仕組み」を指す。事業を、計画・実施・評価・見直すというサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これをスパイラルアップと称している。

3-5　区民参加による地域力を活かす組織づくりと人材育成　（現 3-2）

ユニバーサルデザインのまちづくりにおいて、中心的な役割をもつ UD パートナーにより専門的な知識を習得してもらい、活躍の場を広げます。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
（1）	ユニバーサルデザインのまちづくり推進の担い手の育成	区民の参加によるユニバーサルデザインのまちづくりをともに進めていくため、その中心となるＵＤパートナーへの研修を実施し、まちづくり点検に向けてさらに理解を深めます。	・UD パートナー研修会
（2）	UD パートナー等によるユニバーサルデザインの普及･啓発活動の推進	ＵＤパートナー等が区とともにユニバーサルデザインのまちづくりの担い手として普及・啓発に取り組みます。	・ユニバーサルデザイン普及・啓発冊子の作成と配付
（新）B	「多様な人々の参画」による実現支援	UD パートナーには多様な人々が登録されているため、UD パートナーが参画できるように取り組みます。	◎UD パートナーによる合同点検（道路、公園、公共施設等）
（新）C	施設整備などに係る、設計段階での UD 検討、竣工時の UD 事後評価の実施	施設整備などの際に、UD パートナーによる合同点検を計画図や設計図により実施し、UD 検討を行います。また、竣工時の UD 事後評価によるスパイラルアップを目指します。	◎UD パートナーによる合同点検（道路、公園、公共施設等）（再掲）

事業紹介

おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（UD パートナー）とともに実施する点検等の活動

団体推薦や一般公募で選ばれたユニバーサルデザインに関心のある区民（UD パートナー）とともに、区立施設･公園の新設･大規模改修、道路整備の際に、ユニバーサルデザインの視点で点検を行います。

UD パートナーからの意見を整備に反映することで、継続的なまちづくりを進めています。



UD 合同点検
（蒲田駅南口駅前小広場）

3-6　行政サービスのユニバーサルデザイン　（現 3-3）

区が率先して、ユニバーサルデザインの推進に取り組み、まち全体への波及効果を生み出すしくみをつくります。

取組内容　　**◎指標となっている事業**

	施　策	施策の概要・ねらい	取組事業例
(1)	ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスの改善	ユニバーサルデザインの視点から行政サービスを改善するため「ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン」を活用する等、すべての人が適切に行政サービスを利用できるよう取り組みます。	・窓口サービス UD 合同点検の実施 ・UD 窓口サービスガイドラインのスパイラルアップに向けた事例の蓄積
(2)	区職員へのユニバーサルデザインに関する研修、体験の実施	区職員のユニバーサルデザインに関する研修や体験を実施し、職員のユニバーサルデザインに対する理解を深めることにより、行政サービスの一層の充実を図ります。	◎研修「福祉理解スキルアップ講座」 ◎研修「大田区のユニバーサルデザインのまちづくり」 ◎研修「心のバリアフリー研修」

４　基本目標に共通する取組「多様な人々の参画によるまちづくり」

ユニバーサルデザインのまちづくりは、大田区に関わるすべての人が安心して社会に参加できるまちを目指す取組です。そのため、社会参加に困っている人や不便を感じている人の声を大切にし、検討の場にも参画いただいて、多様な人が一緒に考えることにより、困りごとを減らす環境をつくることが大切です。

（１）計画や設計の段階から利用する人の意見を聞く

施設やまちをつくるときは、使う人や関わる人の意見を事前に聞き、多様な人が使いやすいように計画や設計を進めます。

特に、困っている人や不便を感じている人の声を直接聞いて一緒に考えることで、よりよい改善につながり、多様な人にとって使いやすい施設やまちをつくることを目指します。

（２）完成したときに使いやすさを確認する

施設やルールなどが完成したら、ユニバーサルデザインの考え方に合った、使いやすいものになっているかを確認します。そこで見つかった課題は、次の施設やルールづくりに活かし、よりよいまちづくりにつなげます。

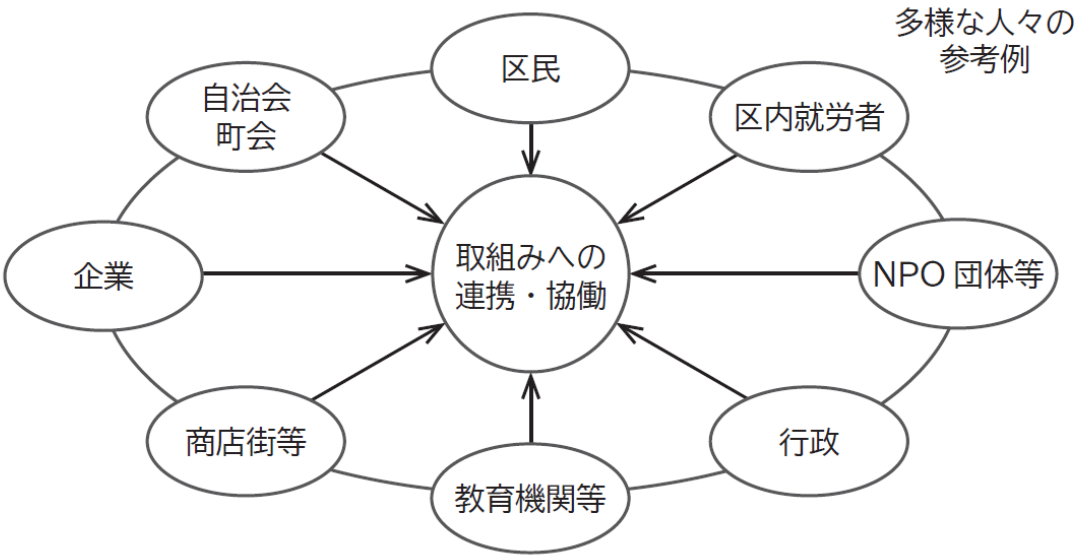
（３）利用が始まった後も見直しを続ける

施設やルールなどは使い始めてから、新しい課題や改善点が見つかることがあります。利用した人の意見を聞きながら、より使いやすくなるように改善を続け、誰もが安心して利用できる施設やルールなどを目指します。

（４）多様な人が協力して進める

　ユニバーサルデザインのまちづくりは、大田区に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、活動している人、区（行政）など、様々な人が協力して進めます。

　それぞれが役割を分担し、力を合わせてアクションプランの取組を進め、誰もが快適に過ごせるまちを目指します。



大田区
ユニバーサルデザインのまちづくり
基本方針　令和９年度改訂版（仮称）
アクションプラン Ver.3.1
（令和９（2027）年度・令和 10（2028）年度）

発行年月：令和９（2027）年３月
発　行　：大田区福祉部福祉管理課
電　話　：03-5744-1721
ＦＡＸ　：03-5744-1520
〒144-88621
東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号